

## 「介護職員等処遇改善手当」の支給について

令和6年8月 現在

令和6年度6月分から処遇改善加算一本に伴い、支給方法を下記の通りとする。

### ○賃金改善実施期間の設定

6月サービス提供分の介護報酬が、7月の国保連の審査を経て、8月法人へ入金されるため、9月20日支給給与から変更とする。

### ○取扱について

- ① 賃金改善の対象者の設定は引き続き介護職員への配分を基準とし、対象事業所内での柔軟な職種間配分を行う。
- ② 毎月の支給方法については、原則、別紙表に準じて支給する。
- ③ 介護職員の資格（介護福祉士）、勤続年数、勤務形態、勤務日数・時間、兼務及び業務内容により支給額が変動する場合がある。また、勤続年数は当法人における年数とする。（原則、再入職の場合は通算しない）
- ④ 月額支給金額については、当該加算の受給状況等を勘案とする。
- ⑤ 欠勤・遅刻・早退・休職期間等は差引支給とする。
- ⑥ 旧加算の介護職員等ベースアップ等支援加算の配分方法は従来と同等とし、毎月変動支給とする。
- ⑦ 半期ごとの精算の際、変更が必要な場合は増額、又は減額変更する場合がある。
- ⑧ 年1精算支給については、法人取り決めの増額手当、基本給の改定やそれに伴う賞与の改定等に配分し、余剰があった場合、法人が定めた日に支給する。
- ⑨ 加算が終了した場合、当該手当は自動的に廃止になり、また要件等が変更になった場合、支給を変更する場合がある。
- ⑩ 管理職は支給対象外とする。
- ⑪ 配分基準及び支給については理事長決裁とする。

別紙

### 【介護職員】

役職	要件・対象者	割増率(%)
主任	勤続年数10年以上の介護福祉士の有資格者	50
	勤続年数10年未満の介護福祉士の有資格者	45
介護（リーダー）	勤続年数10年以上の介護福祉士の有資格者	40
	勤続年数10年未満の介護福祉士の有資格者	35
	勤続年数10年以上の介護職員	30
	勤続年数10年未満の介護職員	25
介護（一般）	正職員・準職員：勤続年数10年以上の介護福祉士の有資格者	20
	正職員・準職員：勤続年数10年未満の介護福祉士の有資格者	15
	正職員・準職員：勤続年数10年以上の介護職員	10
	正職員・準職員：勤続年数10年未満の介護職員	5
■月額支給：所定労働時間に対し、1時間あたりの支給。その他、昇給に伴う増加分の賃金及び昇給に伴う法定福利費の増加分に加算の充当を行い、半期ごとに受給額の差額調整とする。残業時間に対しての労働時間は支給対象外とする。 ■最終余剰があった場合：左記載の取り扱い、及び常勤換算・在籍月数等に応じて配分し、法人が定めた支給日に在籍する職員に一時金として支給する。		

### 【その他職員】

役職	要件・対象者
生活相談員 看護職員 等	（処遇改善加算を算定している事業所） 下記、要件を満たしている課長・センター長・施設管理者として専ら従事する者
生活相談員	（公的な福祉資格保有者） 介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員・社会福祉主任任用資格生活相談員として専ら従事する者
介護支援専門員	介護支援専門員として専ら従事する者
看護職員	看護師・准看護師
機能訓練指導員	看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・柔道整復師 他
栄養管理職員	管理栄養士
その他	職務に役立つ資格保有者で、特に専門性の高い職務を担当する者

以上